



令和5年12月

## 裁判所は、吉岡の「請求」を棄却した。

「本人尋問」や「求釈明」が  
全く行われなかった裁判！

## 一寸の虫にも、五分の魂 直ちに、控訴をする。

### (裁判の内容)

認定子ども園の「床の修繕費」374万円を、全額、安平町が負担しました。これは、安平町と子ども園の運営者であるリズム学園のとの間で交わした「基本協定書」に違反した支払いなのです。私は、リズム学園から374万円を取り戻すよう裁判を起こしたのです。

### (裁判所に提出された文書)・・・①訴状 ②答弁書 ③準備書面

- 1, 訴状.....原告(吉岡)が、違法状況を訴えた文書。
- 2, 答弁書 ...被告側(安平町・弁護士)が、原告(吉岡)訴えの内容に反論した文書。
- 3, 準備書面...相手(安平町)の答弁書の主張に対して、(吉岡)が反論したり、吉岡の主張を書き連ねた文書。

## 「こんなこと、あって良いのか？」 裁判所の対応について！

### 1, 「求釈明」要求の黙殺。「本人尋問」は実施されず、真実への接近を許されず。

私は、裁判官に事実を明確にする為に、被告(町長)に協定書の条文解釈を含め、具体的に「事実関係」の「求釈明」を求めました。しかし、裁判官は、原告である私の求めを黙殺し、ただの一度も被告(町長)に対し「求釈明」を行いませんでした。さらに私は、協議の実態を明らかにするため「本人尋問」の為に「証拠申出書」を作成せんと試みましたが、記載不可欠の「協議参加人物情報」の「求釈明」を求めましたが、ここでも黙殺にあい「本人尋問」の手続きが出来ませんでした。

## 「足のない幽霊判決！」

### 「判決文のキーポイント」

#### (判決文)

・・・しかし「本件協定書」は法規ではなく、一種の契約であるから原告(吉岡)が摘示する事情をもって①本件契約の締結や②その履行行為である③本件支出が、④財務会計行為として違法となるとは言えない。

- ①本件契約：予算の議会議決を経て結ばれた工事契約
- ②履行行為：床の修繕行為
- ③本件支出：工事終了後、安平町が業者に374万円を支払う。
- ④財務会計行為：公金の支出、契約の締結・履行などの法律的行為。

### 吉岡による「判決文の解説」と問題点の指摘。

・・・町とリズム学園が結んだ契約書は、法規でなく契約なので、原告(吉岡)は、それに違反していると例を挙げて問題にしているが、374万円の修繕費の支出は、法律行為としての「財務会計行為」なので、そこに「違法性は無い」ので「374万円の公金の支出は違法であるとは言えない」との「判決」。つまり、法律に違反しているかどうかの判断の根拠は、町が①工事の予算と業者との契約を議会で決めたか。②工事完成後、支払行為において会計法上違法はなかったか。であって、「前提である協定書」は関係なく予算計上と公金の支出過程に違法性がなければ「違法」ではない。・・・とのこと。

## 「判決文」を読んで「虚を突かれた」と思いました。

感覚的に言えば、「キツネにつままれた」感覚。  
頭の周りに、「ハテナ？」が、いっぱい飛び回りました。

### ①まず、1点目。「協定書は法規ではなく、一種の契約であるから」との指摘。

そりゃ私でも、知ってますよ。協定書が契約であり法規でないことぐらいは。しかし、契約は「法的効果を生じる約束」です。判決文が言うように「予算が議会を通過している。入札が行われている。工事が契約通り執行され支払も法律に従って行われている。」だから「協定書の内容や用語の定義、履行の仕方」などは、法律判断とは関係ない。従って、374万円の床修理代金の支払いは、法律違反ではない。」との判決は、乱暴で大きな論理の飛躍があると思う。修繕費用の公金額が、「協定書の強引・無理筋の解釈により算出された事実」を一顧だにしない判決は、言ってみれば「足のない幽霊判決」である。

## 床の「修繕費支払い」は、協定書違反だとの「私の指摘」 については

裁判では、否定も肯定もされなかったのです。

なぜ、いつの間に、工事が「大規模」になったのですか？  
経費負担について、なぜ、「協議を行ったのは自明」とまで言えるのですか？

### 1, 修理に関する「協定書」の内容の要点。

- (1) 建物の維持管理に関する経費は乙（リズム学園）の負担
- (2) **ただし、①大規模な改築や改修等の②経費負担は、甲乙協議のうえ定める。**  
(甲はあびら町。乙はリズム学園)

### 2, そもそも、曖昧だった協定書「条文」の中身。

- ① 「大規模」の基準が決められていない。(修繕費の大きさか？ 修繕面積か？)
- ② 「協議」での事前の確認ごと。①大規模について？ ②修繕場所の具体的内容？
- ③ 総トータル金額と分担のやり方。

### 3, 条文の「但し書き」に関する解釈。

(条文)「ただし、①大規模な改築や改修等の②経費負担は、甲乙協議のうえ定める。」  
(甲はあびら町。乙はリズム学園)

#### (町長の代理人の不可解な解釈)

「町とリズム学園とが、①本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提として、②その経費負担について協議を行ったものであることは自明というべき。」

#### 奇妙奇天烈No.① 「①本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提」となぜ言えるのか？

その根拠を示すべきではないか。  
「ただし」の意味は、「先行の事柄についてそれに付随する条件や例外を補足する接続詞です。  
それが、なぜ、「本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提」となるのでしょうか。

#### 奇妙奇天烈No.② 「②その経費負担について協議を行ったものであることは自明というべき」と断っているが、「大規模」の定義の客観的確認のないまま「協議が自明」とはならない。成りようがないのだ。

### 4, 「協議記録の不存在」に対する受け留め

私が考える「協議」とは、偶然の、あるいは、ついでの「立ち話」程度の話ではない。仮に何らかの連絡を取り合っていたとしても、「形式的に連絡を取り合うだけでなく、実質的にかかる費用や修繕箇所などの情報を共有して、費用の負担についても話し合うこと」であるが、そうしたことは、当然、記録されなければならない。常識の範囲だ。しかし、誠に遺憾ながら、「経費負担」に関する双方の協議の記録はない。従って、修繕対象の「大規模の確認」や「修繕場所・金額」の確認は、協議記録不存在のため行えないのだ。

### ある町民の意見。

町が、床の修理代金を出しても、いいんじゃないの？

### 回答 1, 町や国、道からの補助金の額を見て下さい。

子ども園の活動を評価した上でのご意見として、理解できないわけではありません。しかし、協定書(契約)や税金の公平な使い方・今までの安平町からの補助金の大きさなどから見ると、協定書違反による修理代金の肩代わりは認めるわけにはいきません。  
実は、認定子ども園の運営者としての「応募資格条件」が、「認定子ども園の運営費全て負担できること」(国、道からの交付金関連を除き)とありました。今、改めて、「応募資格条件」が問われているのです。

しかし、①床を修理をした「認定はやきた子ども園」に対する町からの補助金は、「毎年、6千万円前後」なのです。

令和2年度決算	59,301,689 円	□	一般財源からの支出、6千万円前後。
令和3年度決算	59,976,642 円		
令和4年度決算	61,595,657 円		

※一般財源とは、いかなる経費についても使用できる財源。  
地方税、地方〇〇税、地方〇〇交付金などが一般財源とされる。

#### ②床を修理をした「認定はやきた子ども園」に対する国や北海道からの補助金。

令和2年度決算	123,588,966 円	□	国や道など補助金、1億2千万前後。
令和3年度決算	118,495,983 円		
令和4年度決算	123,362,438 円		

### 回答 2, ・・補助金の大きさを考えると、協定書無視の 374 万円の床修繕料の肩代わり支払は、過剰なサービスで理屈に合いません。

私は、「弁護士をつけず」に、ほぼ「素手」で戦っています。町長が、223 万5千円の予算をつけて、顧問弁護士を代理人に雇い、裁判に臨んでいるのは、不公平ではないか。

今回の裁判の「成り行き」は、裁判所は金持ちと権力者を守る為の「装置」だ、とする古典的評価を裏付けることになった。第1審の判決文を読んだ時、「これはおかしい。引き下がれない」と思いました。判決の翌々日、裁判所で控訴手続きを済ませ、控訴審対策として11月中に初対面の弁護士2人を「無料法律相談」に依頼し「相談」を済ませた。無料法律相談は同じ弁護士を続けて無料で依頼できず、その後は30分で5,500円となる。

高校時代に見た映画「ウエストサイド物語」では、二つの不良グループが決闘を決めた時、互いが使用する武器を確認する場面があった。私と町長との裁判では、武器(財力、弁護士体制)に大きな格差・不公平がある。もし、私に財力があれば、敏腕な弁護士を雇って、判決を逆転させることは可能なはずだ。修繕費負担の根拠が素人の私から見ても、あまりに「ずさんだ」と思うからだ。訴状も準備書面、控訴状、その他の書類もネットで確認しながら自分で書いた。当面の「控訴理由書」も現在、自分で作成中だ。改めて町長に求めたい。控訴審では、1審裁判のように訴訟経費を絶対に予算化しないで欲しいと。